



  
**横田 税務会計事務所**  
 〒143-0022 東京都大田区東馬込 1-12-12  
 TEL : 03-3775-1048 FAX : 03-3775-1156  
 URL : <http://www.kaikei.info> e-mail : [info@ykss.com](mailto:info@ykss.com)

## 平成 18 年度税制改正で全国 6 万社の同族会社に増税攻勢。 (実質一人会社の役員給与の損金算入を制限する制度)

平成 18 年度税制改正要綱が閣議決定しました。これにより今後増税の打撃を被る中小企業が増えそうです。今年 5 月施行予定の商法改正に足並みをそろえ税法面でも役員給与をめぐる課税が大きく変わったからですが、その内でも特に実質一人会社のオーナー社長の給与について、給与所得控除相当分を損金に算入せず法人税を課するとする案が浮上してきました。

### 対象会社

- 社長と同族関係者の持ち株比率が 90%以上占有
- なおかつ実務に従事する役員数の割合が同族で 50%以上占有

### 摘要除外

- 直前 3 年以内事業年度の法人所得平均額(法人所得 + オーナー給与総額)が 800 万円以下の場合
- 直前 3 年以内事業年度の法人所得平均額が 800 万円 ~ 3000 万円以下で、オーナー給与の占める割合が、法人所得平均額の 50%以下の場合
- この改正により具体的には下表のような増税となります。

### 【事 例】

	法人所得100万・社長給与800万	法人所得1,000万・社長給与2,000万
旧 法 税 額	378千円	3,522千円
給 与 所 得 控 除 額	2,000千円	2,700千円
新 法 税 額	994千円	4,731千円
負 担 増	616千円	1,209千円

\* 上記税額は地方税を含む計算となっています。  
 \* 実施は 4 月以降開始する事業年度からと予定されております。  
 \* 新規設立法人には経過措置が付される模様です。

### 増税が予想される業種業態:

- 小規模飲食店・商店その他家族経営の工場等の小規模会社・不動産賃貸管理会社・
- 小規模芸能プロダクション・小規模建設業・修理業